

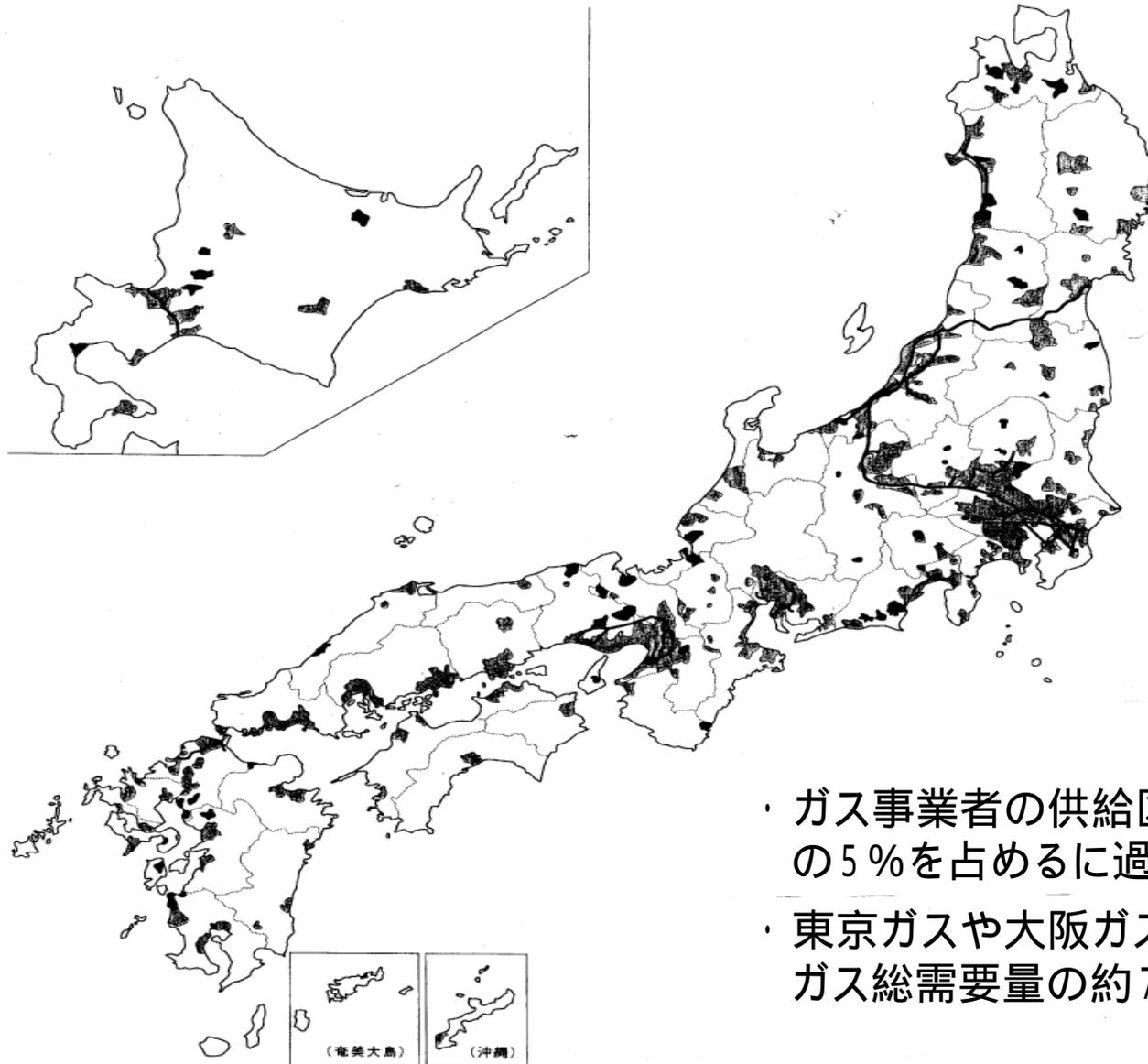
ガス事業の自由化について

平成16年11月1日

経済産業省 資源エネルギー庁

電力・ガス事業部

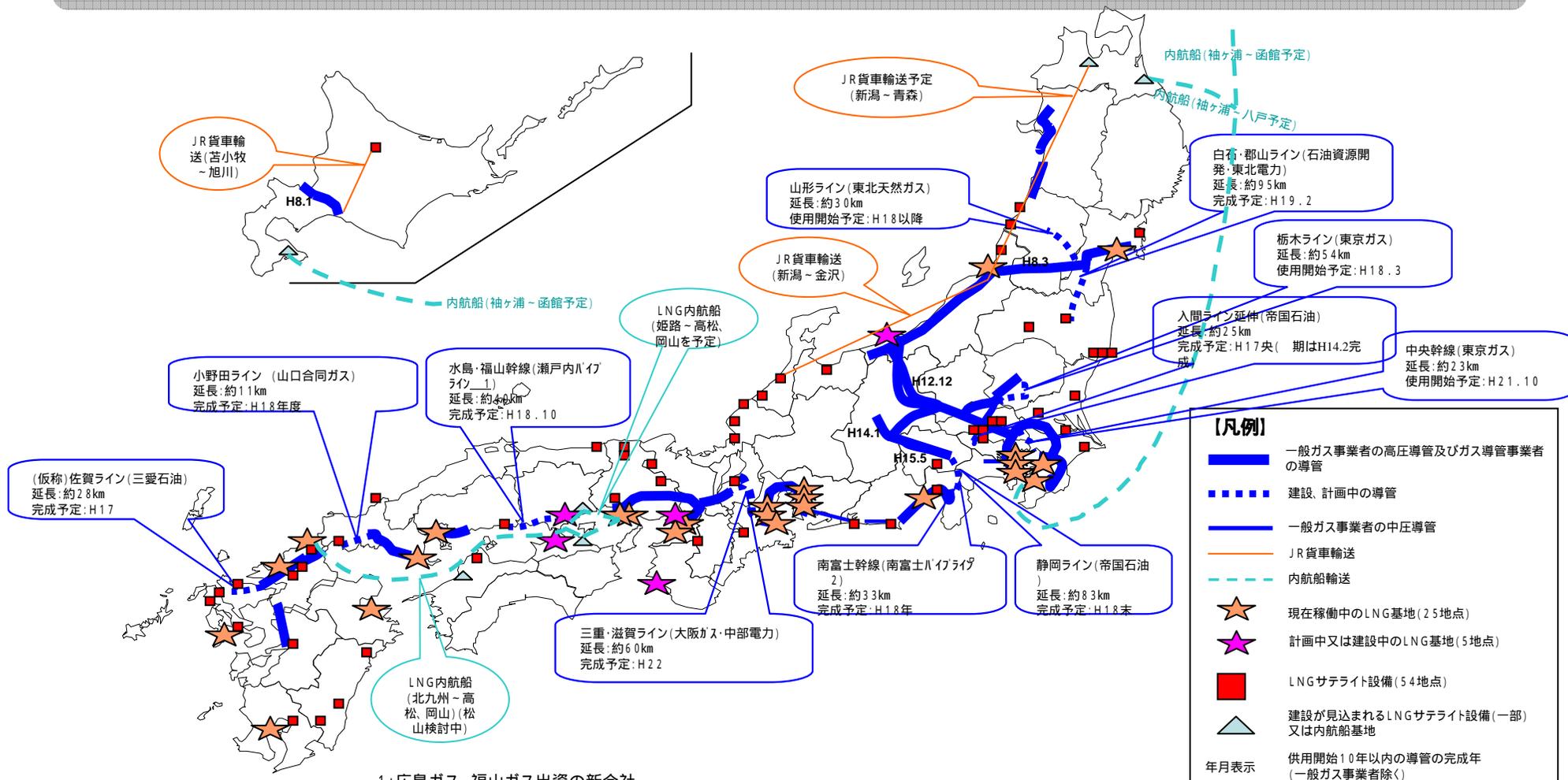
我が国のガス供給区域



- ・ ガス事業者の供給区域は日本の国土の5%を占めるに過ぎない。
- ・ 東京ガスや大阪ガス等の大手4社がガス総需要量の約78%を供給する。

国内ガス供給インフラの現状と動向

- ・一部の長距離パイプラインを除き、我が国では需要地に近接して建設されたLNG基地(現在25基)から放射状にパイプラインが敷設。パイプライン網は需要地毎に独立しているのが現状。
- ・他方、近年、既存の国産天然ガスパイプラインから周辺への延伸の他、中部・関西圏、瀬戸内、九州地方等において、今後の需要増を見込んだパイプライン敷設計画が具体化し、漸次延伸しているところ。



1: 広島ガス、福山ガス出資の新会社
2: 東京ガス、静岡ガス、帝国石油出資の新会社

今般のガス事業制度改革について

基本的な視点

- ・エネルギーセキュリティに優れ、環境負荷の低い天然ガス利用の拡大(天然ガスシフト)
- ・効率的なガスの供給体制の実現(高コスト構造の是正)

効率的なガス供給基盤の整備とその有効利用の促進

1. LNG基地の有効利用促進

導管網の起点となっているLNG基地について、基地所有者と利用希望者の当事者間交渉による利用を促すため、

- 1) 基地利用者による利用要領等の作成、
- 2) 紛争が生じた場合の処理ルール等の整備を実施。

2. ガス導管事業の創設

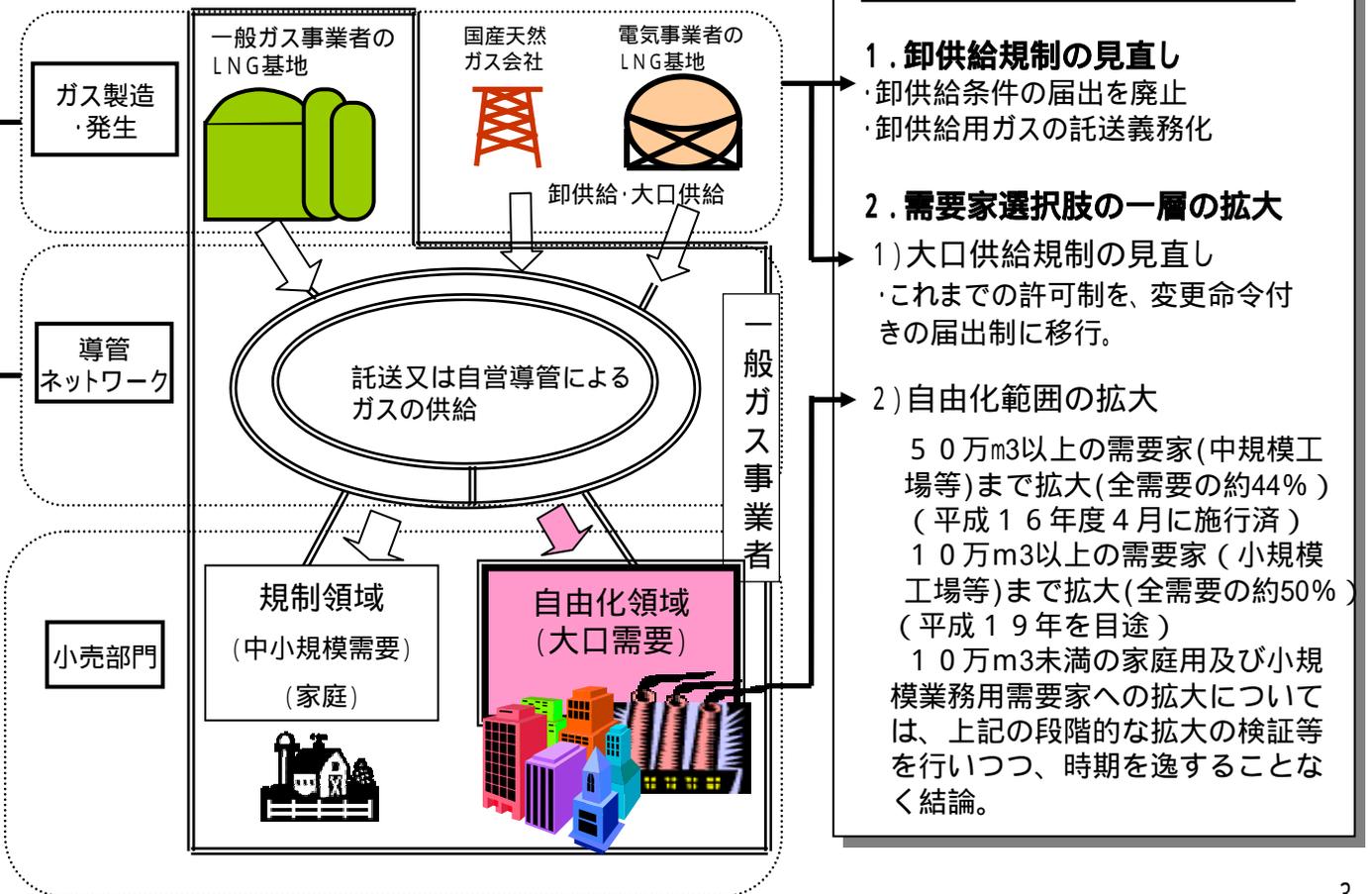
導管網の効率的な整備とその有効利用を図るため、ガス導管事業を法的に位置づけ、次の措置を実施。

- ・導管建設を円滑にするための公益特権(土地の利用立入等)の付与。
- ・託送の義務化

3. 導管の託送ルールの充実・強化

- ・託送義務を一般ガス事業者大手4社から全一般ガス事業者及び導管事業者に拡大。
- ・導管ネットワーク部門の公平性・透明性の確保
- 情報の目的外利用の禁止、内部相互補助防止、差別的取扱の禁止等の法的担保

<日本のガス市場の現状>



競争環境の整備

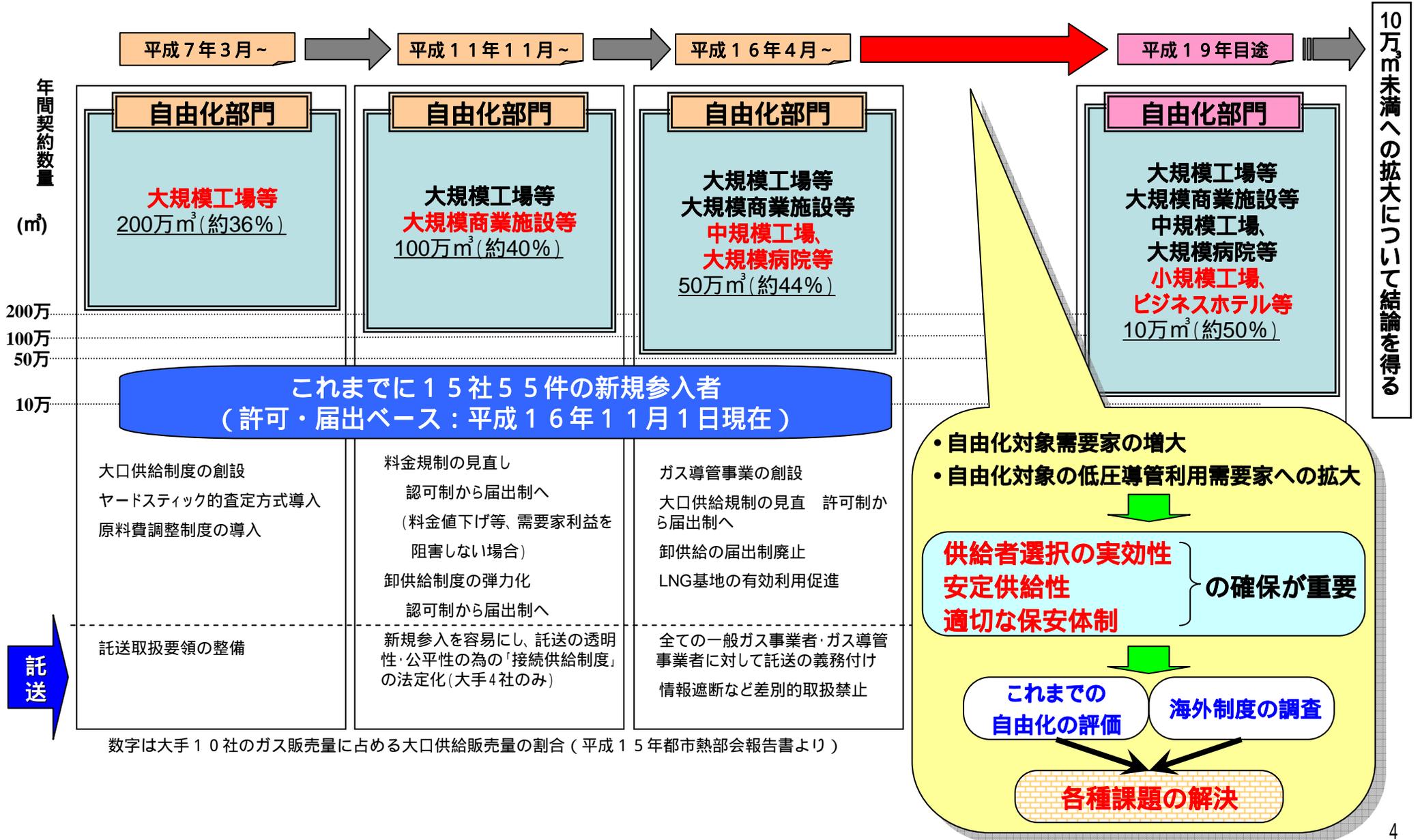
1. 卸供給規制の見直し

- ・卸供給条件の届出を廃止
- ・卸供給用ガスの託送義務化

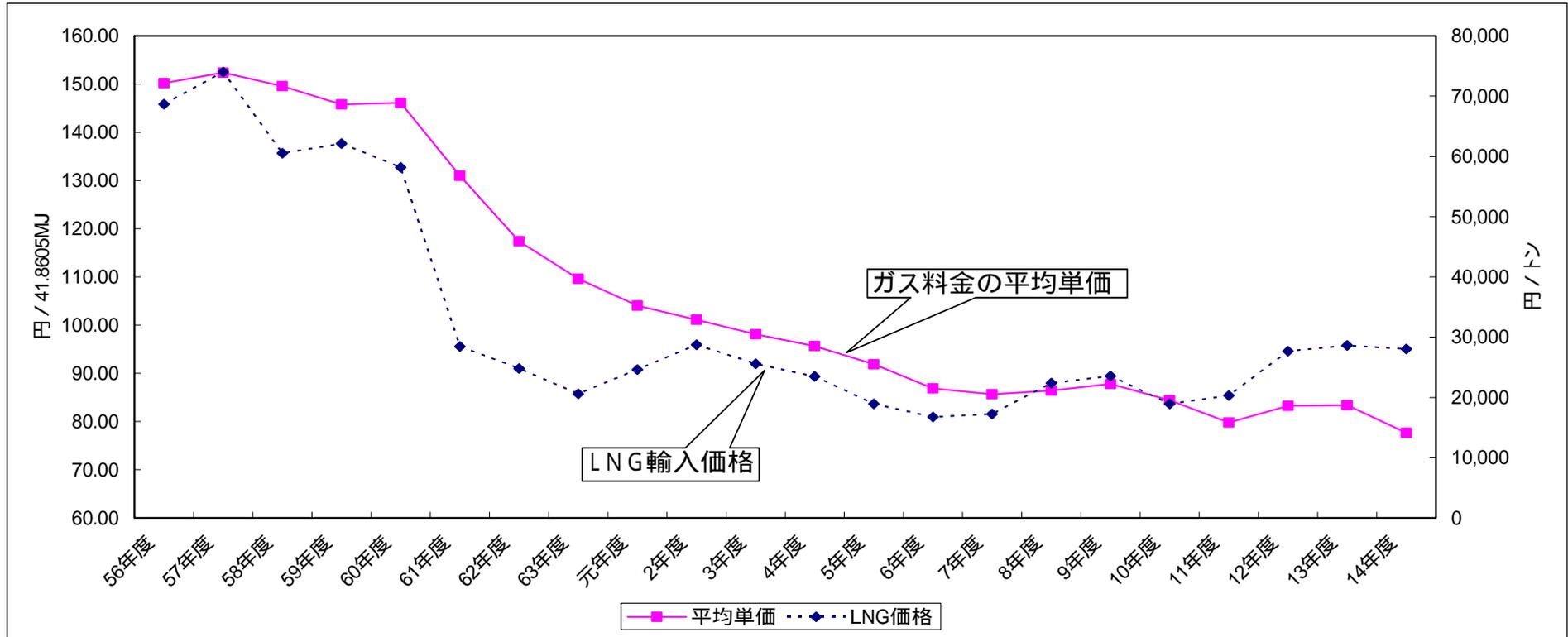
2. 需要家選択肢の一層の拡大

- 1) 大口供給規制の見直し
 - ・これまでの許可制を、変更命令付きの届出制に移行。
- 2) 自由化範囲の拡大
 - 50万m³以上の需要家(中規模工場等)まで拡大(全需要の約44%) (平成16年度4月に施行済)
 - 10万m³以上の需要家(小規模工場等)まで拡大(全需要の約50%) (平成19年を目途)
 - 10万m³未満の家庭用及び小規模業務用需要家への拡大については、上記の段階的な拡大の検証等を行いつつ、時期を逸することなく結論。

ガス小売市場の自由化範囲の拡大に向けたスケジュール



ガス料金単価の推移



(単位: 円 / 41.8605MJ)

	56年度	57年度	58年度	59年度	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
平均単価	150.19	152.35	149.57	145.77	146.11	130.97	117.38	109.58	104.05	101.11	98.08	95.64	91.85	86.84	85.64	86.41	87.79	84.38	79.78	83.23	83.37	77.66

(出典: ガス事業年報)

(単位: 円 / トン、CIF 価格)

	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
LNG価格	68,665	73,975	60,524	62,119	58,181	28,448	24,789	20,592	24,587	28,729	25,578	23,456	18,899	16,754	17,235	22,355	23,545	18,908	20,306	27,667	28,605	28,019

(出典: エネルギー・経済統計要覧)

注: 上記平均単価は、一般ガス事業者全体のガス売上高を販売量(41.8605MJ(10,000kcal)換算)で除したものであり、家庭用、商業用、工業用等のすべての平均単価である。

我が国の大口供給の状況について

一般ガス事業者及び新規参入者による大口供給

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
一般ガス事業者及び新規参入者総販売量(A)	18,941	19,718	20,349	20,742	21,923	22,909	23,257	25,400	26,637
一般ガス事業者総販売量(B)	18,941	19,711	20,289	20,616	21,774	22,743	23,096	24,990	26,040
一般ガス事業者による大口供給量(C)	3,729	5,755	6,287	6,442	7,146	8,256	8,889	10,303	11,421
新規参入者による大口供給量(D)		7	60	126	149	166	161	410	597
全大口供給量 (C)+(D)=(E)	3,729	5,762	6,347	6,568	7,295	8,422	9,050	10,713	12,018
総販売量に占める大口供給量の割合 (E)/(A)*100	19.7%	29.2%	31.2%	31.7%	33.3%	36.8%	38.9%	42.2%	45.1%
全大口供給量に占める新規参入者の大口供給量の割合 (D)/(E)*100		0.1%	0.9%	1.9%	2.0%	2.0%	1.8% <small>(注参照)</small>	3.8%	5.0%

(単位: 100万m³ / 11,000kcal)

一般ガス事業者の総販売量及び大口供給量はガス事業生産動態統計調査に基づく。

大口ガス事業者の大口供給量は平成7～14年度は「大口供給に係るガスの実績報告書」等、平成15年度はガス事業生産動態統計調査に基づく。

平成7年3月、ガス事業法の改正により年間契約数量200万m³以上の大口供給については、料金規制及び参入規制の自由化が図られた。

平成11年11月19日、ガス事業法施行規則の改正により大口供給範囲が年間契約数量200万m³以上から100万m³以上に拡大。

平成16年4月1日、ガス事業法施行規則の改正により大口供給範囲が年間契約数量100万m³以上から50万m³以上に拡大される。

(注) 13年度において、大口供給量に占める新規参入者の大口供給の割合は、12年度の2%から1.8%に減少している。その要因として大口供給開始件数は、10件から12件と着実に増えているものの、厳しい経済情勢の下で大規模大口需要家の販売量が減少したため全年度より減となっている。

一般ガス事業者による供給区域外及び一般ガス事業者以外の者による大口供給の状況(平成16年7月31日時点許可・届出ベース)

一般ガス事業者による供給区域外への大口供給 27件(供給計画中止1件含む)

一般ガス事業者以外の者による大口供給 15社54件

新規参入者: 帝国石油(株)、東北天然ガス(株)、新日本製鉄(株)八幡製作所、石油資源開発(株)、エネルギーアドバンス
 エアー・ウォーター(株)、関西電力(株)、中部電力(株)、東京電力(株)、三菱商事(株)、岩谷産業、(株)ニジオ、
 新日本石油(株)、三井物産(株)、ネクストエネルギー(株)

我が国の保安規制の概念図

